

下請取引適正化推進シンポジウム2015

～コンプライアンスの強化と企業間取引の適正化～ 名古屋編 (全国5会場で開催)

パネルディスカッション **コンプライアンスの強化と企業間取引の適正化を目指して 日本電気/三井情報**



◆パネリスト

日本電気 調達本部
三井情報 業務管理部 法務室
日比谷総合法律事務所 弁護士
中部経済産業局 中小企業課 下請代金検査官 官長
多田 敬明氏
八木 智幸氏
原田 知恵氏



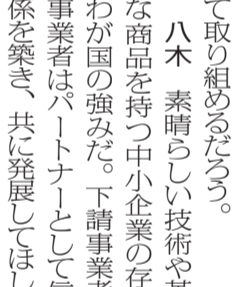
八木氏

八木 中小企業庁はガイドラインや違反事例などの情報提供に加えて、中小企業が取引上の悩みを無料で相談できる窓口「下請かけこみ寺」を全国に設置するなどして、下請取引の適正化を推進している。下請事業者と親事業者は企業活動を支え合う、かけがえのないパートナーだ。親事業者がコンプライアンス体制を強化することは、下請事業者を守るだけでなく、自社の発展にも大きく寄与する。コンプライアンス強化のきっかけについて聞きたい。



原田氏

多田 質問が出てくるのは、関心が芽生えている証だ。社員の心を育てるべきで、下請で完全に答えられなくても、丁寧な対応が求められる。取り組む結果、どんな変化があったか。



八木氏

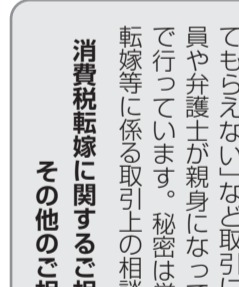
八木 法令順守が自分や家族を守ることにつながると意識を社員に浸透させてほしい。コンプライアンスを自分のこととして考える動機付けが必要だ。

◆パネリスト

日本電気 調達本部
三井情報 業務管理部 法務室
日比谷総合法律事務所 弁護士
中部経済産業局 中小企業課 下請代金検査官 官長
多田 敬明氏
八木 智幸氏
原田 知恵氏

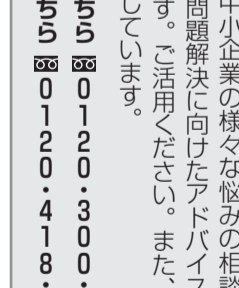
八木 法令順守が自分や家族を守ることにつながると意識を社員に浸透させてほしい。コンプライアンスを自分のこととして考える動機付けが必要だ。

八木 法令順守が自分や家族を守ることにつながると意識を社員に浸透させてほしい。コンプライアンスを自分のこととして考える動機付けが必要だ。



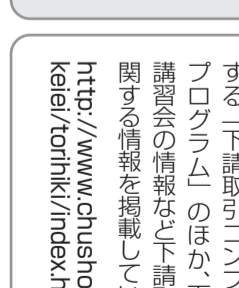
八木氏

八木 法令順守が自分や家族を守ることにつながると意識を社員に浸透させてほしい。コンプライアンスを自分のこととして考える動機付けが必要だ。



八木氏

八木 法令順守が自分や家族を守ることにつながると意識を社員に浸透させてほしい。コンプライアンスを自分のこととして考える動機付けが必要だ。



八木氏

八木 法令順守が自分や家族を守ることにつながると意識を社員に浸透させてほしい。コンプライアンスを自分のこととして考える動機付けが必要だ。

八木 法令順守が自分や家族を守ることにつながると意識を社員に浸透させてほしい。コンプライアンスを自分のこととして考える動機付けが必要だ。

八木 法令順守が自分や家族を守ることにつながると意識を社員に浸透させてほしい。コンプライアンスを自分のこととして考える動機付けが必要だ。

八木 法令順守が自分や家族を守ることにつながると意識を社員に浸透させてほしい。コンプライアンスを自分のこととして考える動機付けが必要だ。

下請取引の適正化は、日本企業の大部分を占める中小企業の経営を左右する重要な課題だ。親事業者によるコンプライアンス（法令順守）体制の整備・強化が求められる。11～12月にかけて全国5会場（札幌、東京、名古屋、大阪、福岡）で開催した「下請取引適正化推進シンポジウム2015」には、下請代金支払遅延等防止法（下請代金法）の順守に取り組む親事業者が登場。下請取引の適正化に向けた具体的な取り組みを紹介した。

基調講演 **下請代金法とコンプライアンスの取り組みについて**

下請代金法を取り巻く環境は2004年（平成16年）の改正以降、大きく変わった。対象取引は1995年（平成7年）の制定当時、製造委託と修理委託だったが、情報成果物と役務提供委託が加わった。もう一つ大きな変更点として、報告も公表されるようになった。報告を受ける「下請いじめ」防止に社会的信用を損なうリスクがある。

当初は代金減額が中心だったが、最近では買いたたきを含む禁止行為が勧告対象になっている。2014年度（平成26年度）は中小企業庁の立ち入り検査だけで1000件、公正取引委員会の指導案件が5461件と過去最多で、継続して増加している。

注意ポイント押さえて うっかり型の違反防ごう

大半はうっかり型だ。下請代金法の対象とならなかつた「下請事業者から合意を取り付けているはず」といったケースだ。よくある誤解が規格品、標準品と製造委託との関係だ。規格品、標準品の場合、下請代金法は適用されないが、買手側が何か仕様を決めていると製造委託になる。例えばプライベートブランド（P.B）商品だ。中身は汎用品だが発注者が「ブランド名をシールで貼り付け61件と過去最多で、継続して増加している。」

最近、振込手数料の負担も落とし穴になっている。親事業者が大口預金をしており、手数料が割り引かれる場合、実際に負担した分だけしか減額してはならない点を見過ごすケースが生じている。トータル会社規制にも注意してほしい。親事業者が子会社から発注させる際、子会社の資本金要件が非常に小さく、親事業者の資本金要件を満たせば子会社が親事業者と見なされる可能性がある。下請先は取引先であると同時に戦略的なパートナーだ。下請先を守ることは自社の競争力確保につながる。お互いに良い意味での緊張関係を持つ「下請代金法順守」に取り組んでほしい。

対応することが大切だ。小さな積み重ねが社員の積極性を後押しすることにつながる。

八木 両社の取り組みは、法令順守を推進する事務局と現場の温度差を解消できた好例だろう。支払い状況の管理などシステムでできることは自動化しながら、地道に教育活動を続けて社員の意識向上を図ることが肝心だ。

今後、コンプライアンス体制の強化に取り組む企業にアドバイスをお願した。

高山 下請取引にかかわる人が下請代金法の内容を正しく理解し、解読できるようにすれば、違反のリスクはほとんど小さくなる。基本を大切に、体制の構築や施策を考案することが望ましい。

櫻井 まず下請代金法に対応する専門チームをつくるのが大切だ。彼らが率先して法律内容を学び、自社の業務内容に即した順法体制を構築する。下請代金法の禁止行為は、下請事業者に対してだけでなく、すべての取引先に対してやってはいけない行為を定めたものだと考えている。だから下請代金法を学ぶことは、社員のモラル向上にも有効だと思う。

多田 法令順守に対する経営トップの明確な意思表示と教育体制の整備がコンプライアンスの肝だ。最初から完璧を目指すのではなく、できることから着手し、少しずつ改善してほしい。ベストプラクティスや業種別ガイドラインのQ&Aを、活用できる素材が豊富に用意されている。下請取引の適正化が自社の事業にとってプラスに働くことを実感できれば、社員も納得感をもって取り組めるだろう。

企業の取り組み事例 五十音順

クボタ
現場に寄り添い取り組み推進
法務部と工場などの資材購買部門の部門責任者で構成する下請法部会を中心に、法令順守活動を展開している。例えば営業・製造などの周辺部門から下請代金法の基礎知識を習得するため、初級・中級の研修会を各工場で開催。今年度はすでに13事業所で実施した。一般の従業員が参加できる研修も本社などで定期的に開いている。実務レベルの研修では、日々の資材購買業務に関する事前アンケートに基づいて、疑問点を解消する相談会を開催。法務部と実務担当者で直接対話する機会をつくり、より実務的・現実的な対応策を検討する。法務部は部門責任者と連携し、毎年の書面監査と数年一度の実地監査も担当。潜在的な違反リスクをいち早く発見し、対策を練ることが狙いだ。有用な情報を発信するため季刊「下請法通信」を発行し、よくある質問への回答などもグループで共有している。

日本電気
法令順守活動を継続的に展開
当社はコンプライアンス徹底のために、①規範②体制③教育・情報発信の3つの柱を設けている。グループ行動規範のつくり、順法推進体制を整えている。コンプライアンス活動を実施。全社向けのグループ教育や専門家を迎えてのイベントを開催し、社内への教育・情報発信を実施している。調達部門における下請代金法の順守体制は、本社およびグループ会社で順法推進者を設置。事務局が教育資料などを提供し、彼らを中心に順法推進活動を展開している。下請代金法順守の取り組みでは、まず階層別社員教育や各部門・会社内での教育を実施。法令順守状況の点検活動では、自主点検に加え、本社からの実地点検も行う。下請代金法に関する最新動向の把握やグループ内への浸透にも気を配る。これらの3つの取り組みを継続的に展開することで下請取引の適正化を図っている。

三井情報
代金法を必須教科に社員研修
2009年に中小企業庁から指摘を受け、短期間に改善を進めた。まず、下請事業者への振込手数料をすべて当社で負担するように変更した。契約の中身に下請取引に該当するの判断する手間を省く狙いもある。次に納品後60日以内の支払いについて、これも下請事業者を含め、すべて納品月未締め、翌月末日払いに変更した。当初からの担当である購買部門に加え、業務管理部門、経理部門、情報システム部門からなる会議体を立ち上げることで、ほぼ4カ月で運用方法の見直しから体制の強化、取引の適正化まで実現した。体制強化の取り組みは、社員教育と支援監視体制、グループ強化の3点からなる。新人社員研修では下請代金法を必須教科とし、ウェビも活用。支援監視では請求書を必ず入手するように努めるなど、グループ全体で法令順守を徹底している。

凸版印刷
経営トップ主導で体制を強化
当社は社内の憲法と位置付ける「行動指針」に下請取引の適正化を明記し、経営トップの強力なリーダーシップにより取り組みを推進してきた。具体的には、現場での旗振り役として「行動指針推進リーダー」を事業部ごとに配置。今年度は約8000人を選任している。行動指針「ケースブック」や「下請法遵守マニュアル」など社内で作成したテキストを使い、法令順守の徹底を図っている。下請取引の適正化に向けた取り組みでは、全社共通の発注システムを構築して注文書の記載漏れや事後発行を防止。定期的に社員教育を実施するとともに、実際の報告事例をグループ全体で共有している。下請事業者向けの通報窓口として「サプライヤーホットライン」も開設した。法令順守の状況は定期的に経営陣や監査役会に報告しており、下請取引の適正化は経営課題であるとの認識で一連の取り組みを改善・強化している。

三井情報
倫理委員会中心に法令順守推進
法務部とコンプライアンス推進室などが事務局を務める倫理委員会中心に法令順守の取り組みを推進している。例えば、イントラネットに「コンプライアンスの部屋」という専用ページを開設し「下請法遵守マニュアル」や下請取引で使用すべき書式類の見本など、下請代金法順守のために必要な情報を掲載している。発注から支払いまでの業務システムを使って下請代金法に違反しないよう取り扱っているが、やむを得ず独自の発注書式を利用した場合は、場所や責任者を決めて保管するようにしている。法務部員が工場を訪ねて下請代金法監査を実施した際は、取引内容の確認だけでなく、具体例を用いて担当者にあらかじめ法律内容を説明した。また、チェックリストや親事業者への書面調査を活用して、工場の取引状況を把握しながら下請取引の適正化に努めている。

中小企業の相談窓口「下請かけこみ寺」のご案内
全国47都道府県（48カ所）に設置している「下請かけこみ寺」では、納品後に代金の値引きを求められた「支払日」が過ぎても代金を支払ってもらえないなど取引に関する中小企業の様々な悩みに相談し、解決策をアドバイスする。問題解決に向けたアドバイスは無料で行っています。秘密は厳守します。ご利用ください。また、消費税転嫁等に係る取引上の相談にも応じています。

消費税法に関する相談窓口 011-200-4188-6118
011-200-3000-217
<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/forhiki/index.html>